

資料 5. 事業事前計画表（概略設計時）

1. 案件名
ブルキナファソ国第4次小学校建設計画
2. 要請の背景（協力の必要性・位置付け）
(1) 教育の現状 <p>ブルキナファソ国（以下「ブ」国）は、サブサハラアフリカの中でウガンダに次ぎ2番目に PRSP の作成を終了するなど貧困削減に熱心に取り組んでいるものの、人的資源開発の遅れ、気候変動、土壌劣化、人口増加、ガバナンスの未成熟等の各種阻害発展要因により、HDI は世界全体で下位から2番目と極めて低位に留まっており、特に識字率や初等就学率の低さが貧困をもたらす最大の原因と言われている。</p> <p>「ブ」国の小学校における就学環境は、1クラスあたりの生徒数が100人を超え、藁葺校舎やバンコ造の粗末なつくりの教室や、机、イス等の基本的な家具のない教室が多く、また校内飲用水に起因する病気が発生し、児童の健康に支障をきたすなど、非常に劣悪なものとなっている。</p>
(2) 国家開発計画における（本プロジェクトの）位置付けと当該国の取組みの現状 <p>「ブ」国政府は2000年から再上位計画である PRSP と同調した基礎教育開発セクターの開発計画として、PDDEB（基礎教育開発10ヶ年計画）を実施しており、就学率は2010年の目標70%に向け、2000年の44.3%から2007年10月には総就学率72.3%へ増加し、教員数も8.8%増加している。</p> <p>しかし公立・私立合わせて年平均14.45%と児童数の飛躍的増加に対して、教室数は、供給が間に合っていないうえ、教室には地域の自助努力による藁葺校やバンコ造なども学校施設として政府が認めたこともあり、計上されている教室数も、その質は低く教育環境の質の向上は立ち遅れている。また留年率も依然として高く、地域的格差も広がりつつある。</p> <p>そうした状況に対して、PDDEBの4大目標のひとつである「教育の量的拡大」の具体目標として、年平均2,013教室および附属施設の建設、藁葺で老朽化した250教室の建替え、既存120教室の改修及び目標10ヶ年で7,421本の校内井戸掘削を掲げており、各ドナーはこれら目標のために協力を推進しているが、実際には毎年の教室建設数は平均1,500教室に留まっている。</p> <p>PDDEBのフェーズ2(2008～)においては、第1フェーズの成果に基づいて目標の再設定が行われ、教育の機会拡大と質の向上を目標として、2010年までに毎年2,885教室の建設を計画しており、本プロジェクトでは計画対象サイトにおける初等教育の学校環境と過密状況を改善し、教育の質を向上させることを目標とし、成果として対象地域に小学校施設および教育機材が整備されることを期待されている。</p>
(3) 協力対象地域の現状 <p>協力対象校の大部分は「ブ」国の中でも開発が遅れている地方農村部に位置し、特に就学率が低く、他ドナーの支援の少ない地域に立地している。</p>
3. プロジェクト全体計画概要
(1) プロジェクト全体計画の目標（裨益対象の範囲及び規模） <p>協力対象地域4県において初等教育環境が改善される 直接裨益人口：対象4県の就学児童約10,050人</p>
(2) プロジェクト全体計画の成果 <p>① <u>協力対象校において施設の整備、機材の調達が行われる。</u></p>
(3) プロジェクト全体計画の主要活動

- ① 施設を整備し、機材（教育家具）を調達する。
- ② 学校用給水施設に係る運営維持管理体制を組織化し、強化する。

(4) 投入（インプット）

- ア 日本側（本案件）：無償資金協力 9.97 億円
- イ ブルキナファソ国側
 - ア) 教員その他の必要な人員の配置
 - イ) 施設・機材の運営・維持管理に係る経費

(5) 実施体制

主管及び実施機関：基礎教育識字省 調査計画局

4. 無償資金協力案件の内容

(1) サイト

4 県（ヤテング県、ブルキエンデ県、クリテング県、ブルグ県）における協力対象校 67 校

(2) 概要

- ① 協力対象 67 校に対して、201 教室、56 校長室・倉庫、49 教員宿舎、17 給水施設（深井戸）、66 便所棟（264 ブース）の整備
- ② 教育家具（生徒用机・椅子、教師用机・椅子、校長用机・椅子、来客用椅子、ロッカー）の調達
- ③ 「学校用給水施設維持管理マニュアル」の作成に関する技術指導

(3) 相手国側負担事項

- ① 用地の確保及び整地

(4) 概算事業費

総事業費：10.64 億円（日本側：9.97 億円、「ブ」国側：0.67 億円）

(5) 工期

約 26 ヶ月（予定）

(6) 貧困、ジェンダー、環境及び社会面の配慮

便所を男子 1 ブースに対し、女子 2 ブースを整備し、女子の就学環境が改善される。

5. 外部要因リスク（プロジェクト全体計画の目標達成に関するもの）

- (1) 大きな政情的混乱が発生しない。

6. 過去の類似案件からの教訓の活用

7. プロジェクト全体計画の事後評価に係る提案

(1) プロジェクト全体計画の目標達成を示す成果指標

項目	2008 年 (実施前)	2011 年 (実施後)
対象 67 校における堅固な教室の増加	89 教室	290 教室

(2) その他の成果指標

特になし

(3) 評価のタイミング

2011 年以降（協力対象施設竣工後）

独立行政法人国際協力機構

ブルキナファソ国

第 4 次小学校建設計画概略設計調査

学校用井戸の維持管理に係る

ソフトコンポーネント計画書

2008 年 11 月

登録番号 : 00230

株式会社 福永設計

ブルキナファソ国第4次小学校建設計画概略設計調査
ソフトコンポーネント計画書

目 次

1	ソフトコンポーネントを計画する背景	1
2	ソフトコンポーネントの目標	2
3	ソフトコンポーネントの成果	2
4	成果達成度の確認方法	3
5	ソフトコンポーネントの活動（投入計画）	3
6	ソフトコンポーネントの実施リソースの調達方法	8
7	ソフトコンポーネントの実施工程	10
8	ソフトコンポーネントの成果品	11
9	ソフトコンポーネントの概算事業費	12
10	相手国実施機関の責務	13

1. ソフトコンポーネントを計画する背景

本無償資金協力事業においては、対象サイト67校中の計17校において井戸(学校用給水施設)を新設する計画となっているが、既に学校用井戸を備えている小学校においては、次のような問題が認められる。

- ① 学校用井戸としての認識が低く、地域住民の日常利用が多いため、必要な時間に児童が井戸を利用できないなど、学校用給水施設としての機能に支障が生じている。
- ② 井戸利用料金(水料金)の徴収が一般のコミュニティ用井戸の場合にくらべて徹底されておらず、必要な補修がなされていないため、適切な維持管理が出来ていない。

上記の現状を鑑みれば、プロジェクトを円滑に立上げ、学校用井戸の持続性を確保するためには、「学校用井戸」の意義・必要性に対する地域住民の理解を徹底させる啓発活動を展開する必要があると共に、学校用井戸を、持続的に維持管理を担う事のできる「学校用井戸管理委員会」を組織する必要がある。

住民への啓発活動や「学校用井戸管理委員会」の組織化を支援する活動は、実質的に対象小学校を管轄している基礎教育識字省県局(DPEBA)が主体となって実施すべきものである。またその事実は、DPEBA の上位組織であり、本無償資金協力事業を要請した「ブ」国基礎教育識字省も認識しているところである。

しかしながら各県 DPEBA は、初等教育の就学率を向上させるための啓発活動についての豊富な経験を有するものの、学校用井戸の維持管理に係る啓発活動は経験に乏しく、啓発活動の具体的内容・実施方法についての技術的支援を強く必要としている。

また、本事業においては、成功井の揚水可能基準を人力ポンプの揚水容量よりも低い値に設定することから、それぞれの井戸の揚水可能量に対応した井戸の管理・運営方法(利用時間制限など)を確立するための専門的技術支援も必要としている。

このような背景から、本事業の実施に際して、「学校用井戸の維持管理に係る技術支援」を、ソフトコンポーネントとして実施することが先方政府から要請された。

「第3次小学校建設計画」の実施に際しても同様の要請がなされ、本邦コンサルタントが「学校用給水施設維持管理マニュアル」を作成し、該当県の DPEBA が主体となって、このマニュアルを活用した啓発活動を実施した。この活動により、対象サイトの全てで「学校用井戸管理委員会」が組織された。また、マニュアルが現地語(モン語)でも作成されたこともあって、学校用井戸の意義・必要性についての住民理解を広めることができた。

この成果を踏まえ、本ソフトコンポーネントにおいても、「第3次」で作成されたマニュアルを活用した啓発活動を各県 DPEBA が主体となって実施し、この活動に対して日本側が技術支援することが有効的・有意義であり、それら技術支援のソフトコンポーネントを実施することが適切と判断される。

2. ソフトコンポーネントの目標

学校用井戸の維持管理体制確立のためのソフトコンポーネントの目標は、以下のとおりである。

- ① 本無償資金協力プロジェクトによって建設される井戸が、「学校用給水施設」としての機能を発揮できるように管理・運営される。
- ② 個々の学校用井戸の特性(揚水可能量など)に対応した井戸利用法が持続的に運用される。
- ③ 学校用井戸の持続的・自立的な維持管理が行える組織的・資金的体制が確立される。
- ④ 教育行政機関、特に DPEBA が、学校用給水施設に係る行政的監理・支援を行える基本的体制が確立される。

3. ソフトコンポーネントの成果

本ソフトコンポーネントの完了時に、以下の成果が達成されることを計画する。

- ① 本無償資金協力プロジェクトによって建設される井戸は“学校用井戸”であり、対象小学校に使用優先権があることを、周辺住民が認識・理解する。
- ② 本無償資金協力プロジェクトで“学校用井戸”が建設される全ての小学校に「学校用井戸維持管理委員会」が組織され、100,000 FCFA 以上の井戸補修用資金が積立てられている。
- ③ サイトごとに異なる井戸の特性(揚水可能量など)に対応した井戸利用法についての提言を反映した、“井戸利用規則”が対象小学校で制定される。
- ④ 対象県の全ての DPEBA で“学校用井戸管理担当者”が選任される。
さらに、各サイトの井戸特性を反映させた、『学校用井戸の管理マニュアル』が作成され、これが“学校用井戸管理担当者”に配布・認知徹底される。

4. 成果達成度の確認方法

上述(3章)に挙げる成果の達成度は、下表に示す方法で確認する。

表 1 成果達成度の確認方法

成 果	確認事項及び確認方法	実施者
① “学校用井戸”の徹底	・ “学校用井戸”であることについての住民の認識・理解度のアンケート調査	各県 DPEBA
② 維持管理体制の確立	・ “学校用維持管理委員会”の有無・構成についての実状把握	各県 DPEBA
	・ 積立資金の有無・金額の調査(預金通帳の点検)	各県 DPEBA + 日本側
③ 各井戸の特性に応じた利用方法の徹底	・ “井戸利用規則”の有無・内容の把握 ・ 各井戸特性に応じた井戸使用状況の視察 ・ 周辺住民に対するアンケート調査	各県 DPEBA
④ DPEBA での管理体制	・ “学校用井戸管理者”の選任結果 ・ 『学校用井戸の管理マニュアル』の完成と、その DPEBA に対する配布・徹底 以上を、DPEBA における聞き取り調査(局長・井戸管理担当者との面談)により点検・確認	日本側

5. ソフトコンポーネントの活動（投入計画）

学校用井戸の用途の徹底、使用方法・規則の確立、料金徴収体制の確立などの目標を達成するために、対象校への啓発活動の主体となる基礎教育識字県局(DPEBA)に対して、日本人リソースを主とした専門家による指導を実施する。

本ソフトコンポーネントは、以下の3期に分けて実施する。

① 啓発活動準備；

井戸建設の1ヶ月以上前に実施。

各県 DPEBA による啓発活動を起動・支援することを目的とし、日本側主体の活動。

② 啓発活動期；

啓発活動準備を契機として開始され、マニュアル作成まで継続。

各県 DPEBA が主体となった活動。

③ マニュアル作成；

井戸建設の完工直後に実施。

本ソフトコンポーネント投入の成果を確認・点検するとともに、各 DPEBA における学校用井戸の管理体制確立を支援することを目的とする、日本側主体の活動。

各成果に対応した活動内容を次頁以降の表に示す。

表 2.1 “学校用井戸”の徹底（成果①）を達成するための活動

現状の問題点と計画する成果	
現状の問題点	学校用井戸が“コミュニティ用井戸”となってしまう、当該小学校の生徒や教員による利用が困難になることが少なくない。
計画する成果	本計画で建設される井戸が“学校用井戸”であることを周辺住民が認識・理解し、小学校に優先権を与えた井戸利用を行うこと。
日本側の活動内容	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 県 DPEBA（ブルキエンデ県・クリテンガ県・ブルグ県） ・ 3 サイト（各県 1 サイト）のモデル校
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 井戸建設についての『予告書』の作成（“学校用井戸”の建設目的を説明） ② 『学校用給水施設の維持管理マニュアル』（「第 3 次小学校建設計画」において作成済み）の『簡易版』の作成 ③ モデル校（各県 1 サイト）での啓発活動の試験的实施 ④ 対象県の DPEBA に対する、啓発活動実施の要請 ⑤ 各県 DPEBA による啓発活動実施状況の点検
投入時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発活動準備（上欄の上段） ・ 啓発活動期（上欄の下段）
実施リソース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本邦コンサルタント 1 名 ・ 補助技術者 1 名 ・ 現地語（モシ語）普及専門家 1 名
成果品等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 『井戸建設予告書』 ・ 『学校用給水施設の維持管理マニュアル』の簡易版（仏語・モシ語）
相手国側の活動内容	
対象	学校用井戸が建設される、計 17 サイトの小学校関係者と周辺住民
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ① モデル校での試験的啓発活動への協同参加 ② 対象校の教員・父兄会役員・母親会役員・住民集会等に対する『井戸建設予告書』及び『簡易マニュアル』の配布・説明・指導 ③ 各校で定める『学校用井戸の利用規則』の点検 ④ アンケート調査による、“学校用井戸”であることの住民の認識・理解状況の点検・確認 ⑤ 学校用井戸の実際の利用状況の視察・指導
投入時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発活動期
実施リソース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 県 DPEBA の啓発活動担当者・視学官 ・ 各対象校の校長・教員
成果品等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各校において定める『学校用井戸の利用規則』 ・ アンケート調査結果（他の成果についての調査結果を含む） ・ 『啓発活動結果報告書』（各 DPEBA が作成・提出）

表 2.2 “学校用井戸”の維持管理体制の確立（成果②）を達成するための活動

現状の問題点と計画する成果	
現状の問題点	“学校用井戸”は、一般のコミュニティ用井戸にくらべて、維持管理体制が確立されていないことや、ポンプの補修資金が確保されていないことが多い。
計画する成果	学校用井戸を建設する全てのサイトで、“学校用井戸管理委員会”が組織され、十分な補修資金（100,000 F. CFA 以上）が積立てられていること。
日本側の活動内容	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 県 DPEBA（ブルキエнде県・クリテンガ県・ブルグ県） ・ 3 サイト（各県 1 サイト）のモデル校
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ① 『学校用給水施設の維持管理マニュアル』の増刷（各校約 10 部） ② 『マニュアル簡易版』の作成・印刷（各校 100～200 部） ③ 3 サイトのモデル校での試験的啓発活動の実施 ④ 対象県の DPEBA に対する、啓発活動実施の要請 ⑤ 各県 DPEBA による啓発活動の実施状況の点検
投入時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発活動準備期（上欄の上段）、 ・ 啓発活動期（上欄の下段）
実施リソース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本邦コンサルタント 1 名 ・ 補助技術者 1 名 ・ 現地語（モシ語）普及専門家 1 名
成果品等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 『学校用給水施設の維持管理マニュアル』の簡易版（仏語・モシ語） ・ （“①の成果”に同じ）
相手国側の活動内容	
対象	学校用井戸が建設される、計 17 サイトの小学校と周辺住民
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ① 対象校の教員・父兄会役員・母親会役員・住民集会等に対する説明・指導 ② “学校用井戸管理委員会”の組織化への援助・指導 ③ “学校用井戸管理委員会”の活動状況、補修資金徴収状況の点検
投入時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発活動期
実施リソース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 県 DPEBA の啓発活動担当者・視学官 ・ 各対象校の校長・教員
成果品等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 『啓発活動結果報告書』（各 DPEBA が作成・提出）（他の成果に同じ）

表 2.3 井戸利用方法の徹底（成果③）を達成するための活動

問題点と計画する成果	
問題点	本計画においては、“学校用井戸”の揚水可能量基準を一般のコミュニティ用井戸におけるそれよりも低い値に設定するため、ポンプの揚水容量を下回る揚水可能量しかない学校用井戸が出現する可能性がある。このような井戸で無制限な揚水を行うならば、井戸が枯渇する可能性がある。
計画する成果	各学校用井戸の特性・問題点にもとづく『井戸利用規則』を各校が制定し、これを周辺住民が厳守することにより、井戸の持続的利用を保障すること。
日本側の活動内容	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 県 DPEBA（ブルキエンデ県・クリテンガ県・ブルグ県） ・ 井戸の無制限利用に問題の認められるサイト（揚水試験・水質検査後に確定）
実施方法	<ol style="list-style-type: none"> ① 揚水試験結果にもとづく、各井戸についての『井戸利用方法についての注意書』（仏語・モン語）の作成 ② 対象県の DPEBA に対する、上記『注意書』の配布の要請 ③ 井戸利用を制限する必要があるサイトに対する、井戸利用方法についての直接的説明・注意
投入時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発・啓発期後半（揚水試験・水質検査後）、 ・ マニュアル作成
実施リソース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本邦コンサルタント 1 名 ・ 補助技術者 1 名 ・ 現地語（モン語）普及専門家 1 名
成果品等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 『井戸利用方法についての注意書』（仏語・モン語）
相手国側の活動内容	
対象	学校用井戸が建設される、計 17 サイトの小学校と周辺住民
実施方法	<ol style="list-style-type: none"> ① 各校への『井戸利用方法についての注意書』の配布・説明 ② 特に問題の大きい井戸のあるサイトにおける、住民集会の組織化 ③ 『井戸利用方法についての注意書』にもとづく、『学校用井戸の利用規則』の制定・修正の点検 ④ 井戸利用状況の視察・指導
投入時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発活動期
実施リソース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 県 DPEBA の啓発活動担当者・視学官
成果品等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 『啓発活動結果報告書』（各県 DPEBA が作成）

表 2.4 DPEBA における井戸施設管理体制確立（成果④）を達成するための活動

問題点と計画する成果	
問題点	<p>各県の DPEBA においては、“学校給水”の重要性についての認識・自覚があるが、“学校給水”において DPEBA が果たさなければならない役割が明確になっておらず、特に、以下の問題が認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各校における具体的な給水事情の把握が不十分である ・ “学校用井戸”に対する管理事項が明確になっていない
計画する成果	<p>① 各県 DPEBA に、“学校用井戸管理担当者”が置かれること。 ② 上記担当者の役割・管理内容を明確にすること。</p>
日本側の活動内容	
対象	・3 県 DPEBA（ブルキエンデ県・クリテンガ県・ブルグ県）
実施方法	<p>① 啓発活動準備において、DPEBA 内に“学校用井戸”の管理担当者を置くことを要請、必要とされる管理活動について意見交換 ② 本ソフトコンポーネントの実施主体を各県の DPEBA とすることにより、“学校用井戸”に対する DPEBA の認識・責任感を向上させる</p>
	<p>③ “学校用井戸管理担当者”の選任・設置の確認・点検 ④ 『学校用井戸管理担当者向けマニュアル』（仏語）の作成</p>
投入時期	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動準備～啓発活動（上欄の上段） ・マニュアル作成（上欄の下段）
実施リソース	<ul style="list-style-type: none"> ・本邦コンサルタント 1 名 ・補助技術者 1 名
成果品等	・『学校用井戸管理担当者向けマニュアル』（仏語）
相手国側の活動内容	
対象	3 県 DPEBA 自身
実施方法	<p>① 本ソフトコンポーネントにおける、“啓発活動”及び“成果確認調査”などの主体的実施 ② 各県 DPEBA 局長による、“学校用井戸管理担当者”の選任 ③ 『学校用井戸管理担当者向けマニュアル』についての、本邦コンサルタントとの意見交換・協議</p>
投入時期	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動準備～啓発活動期 ～マニュアル作成
実施リソース	・3 県 DPEBA の局長・学校用井戸管理担当者
成果品等	・“学校用井戸管理担当者”の選任

6. ソフトコンポーネントの実施リソースの調達方法

本ソフトコンポーネントは下記のような特殊性をもつため、実施主体は相手国の基礎教育識字省県局(DPEBA/MEBA)が担うこととし、当該組織への支援を本邦コンサルタント(井戸建設の施工監理者の兼務)が直接的に行うことを計画する。ただし、現地語(モシ語)の識字教育専門家及び補助要員も副次的に活用する。

- ① 「第3次小学校建設計画」においても、学校用井戸の維持管理に係るソフトコンポーネントが実施され、成功を収めたが、これは対象県のDPEBAが主体となって実施されたものである。
- ② 今回の「第4次小学校建設計画」の対象県におけるDPEBAにも“啓発活動担当者”が置かれており、日本側の支援によって具体的な活動内容が明確にされるならば、各DPEBA自身によって「第3次」の場合と同レベルの啓発活動が実施されるものと考えられる。
- ③ 本ソフトコンポーネントにおいては、「第3次」の際のソフトコンポーネントで作成された『学校用給水施設維持管理マニュアル』を活用することを計画しており、ローカルリソース(井戸に係る啓発活動コンサルタント)の大幅な関与を必要としない。
- ④ 本計画においては、“学校用井戸”の揚水可能量を一般のコミュニティ用井戸におけるそれよりも低い値に設定するため、ポンプの揚水容量を下回る揚水可能量しかない学校用井戸が出現する可能性がある。したがって、井戸の利用・維持管理は、個々の井戸の水理特性を考慮したものにする必要がある。このためには、ソフトコンポーネントと井戸建設結果とを強く関連させることが肝要であり、井戸建設の施工監理者(本邦コンサルタント)がソフトコンポーネントに密接に関与する必要がある。

以上から、本ソフトコンポーネントの実施リソースの調達方法を、表3のように計画する。

表3 実施リソースの調達方法

実施リソース	調達方法
<p>本邦コンサルタント (1名)</p>	<p>下記の理由から、「第4次小学校建設計画」の井戸建設担当の施工監理コンサルタントが兼務することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本ソフトコンポーネントで計画されている『井戸利用方法の注意書』などの作成には、本体事業で建設する17の井戸、個々の特徴を把握し、それぞれの特徴に合った利用方法を策定する必要があるため、内容を熟知した技術者を必要とする。 ・ 第3次のソフトコンポーネントを基に活動を行うため、その経験と、作成したマニュアルなどを把握している人間が業務に当たること、本ソフトコンポーネントの成果を達成する上で相応しいと考える。 ・ 本ソフトコンポーネントは井戸建設の直前～建設中～直後に実施する工程となっており、このような兼務が可能かつ効率的である。 ・ 施工監理コンサルタントが兼務することにより、事業費(特に渡航費)を節減できる。
<p>現地要員1 (1名)</p>	<p>『簡易マニュアル』などをフランス語だけでなく現地語(モシ語)でも作成するため、翻訳作業等を行うモシ語識字教育専門家を直接備上することとする。</p>
<p>現地要員2 (1名)</p>	<p>本邦コンサル及び各県 DPEBA の活動を補助するために、下記の条件を満足する補助要員を直接備上する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ “学校用井戸”の維持管理に係る啓発活動の経験を有すること ・ 英語及びモシ語での会話能力があること <p>補助要員は下記の業務を主に行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本邦コンサルタントの通訳などの補助業務 ・ 実施主体となる各県 DPEBA の監理・指導業務による活動状況の把握・活動成果の集約

7. ソフトコンポーネントの実施工程

本ソフトコンポーネントの実施工程を、次ページのバーチャートに示す。

この実施工程を計画する上で考慮した事項は以下のとおりである。

(1) 啓発活動準備の実施時期に関して；

井戸建設(少なくともポンプ設置)は、対象サイトにおいて「井戸管理委員会」が組織され、かつ、「井戸補修資金」が徴収・積立されていることが確認された後に実施することが望ましいことから、啓発活動準備の実施時期は、井戸建設の着手よりも1ヶ月以上前とする。

(2) 啓発活動の実施時期に関して；

同上の理由により、各県 DPEBA による啓発活動の実施時期を以下のように区分する。

① 前期(各サイトにおける井戸建設着手以前までの期間)：

『井戸建設予告書』、『学校用給水施設維持管理マニュアル』及び『同マニュアル簡易版』を対象校に配布・説明し、井戸建設着手以前(遅くともポンプ設置以前)に、「井戸管理委員会」が組織され、かつ、「井戸補修資金」が徴収・積立されているようにすることを指導する。

② 中期(各サイトにおけるポンプ設置以前の期間)：

各サイトにおける、「井戸管理委員会」の組織化、「井戸補修資金」の徴収・積立状況、『学校用井戸利用規則』の制定・徹底状況を調査・点検し、問題サイトを指導する。

③ 後期(ポンプ設置以降～マニュアル作成までの期間)：

井戸利用状況の実状を調査・点検し、問題サイトを指導する。

(3) マニュアル作成の実施時期に関して；

本来であれば、井戸が利用されてから一定期間が経過した後に実施することが望ましいが、本ソフトコンポーネントを担当する本邦コンサルタントを井戸建設の施工監理者との兼務とすること(渡航費の節減)、また、本ソフトコンポーネントの成果は井戸建設の直後に調査・把握することができる内容であるところから、マニュアル作成は井戸建設の竣工検査に引続いて実施することを計画する。

表4 ソフトコンポーネントの実施工程




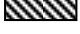



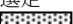



年	2009年 (平成21年)	2010年 (平成22年)				
月	12	1	2	3	4	5
通月	1	2	3	4	5	6
日本側の活動	啓発活動準備 		啓発活動 	への支援 		マニュアル作成  ▼ 完了報告書
相手国側の活動	前期 		中期 			後期 
【参考】井戸建設の工程	掘削地点選定 	井戸建設 			台座等建設	竣工検査  ポンプ設置 

表5 実施リソースの人員

実施リソース	実施時期			計
	啓発活動準備	啓発活動	マニュアル作成	
本邦コンサルタント	0.40	0.10	0.50	1.00M/M
現地要員1	0.13	-	0.10	0.23M/M
現地要員2	0.30	0.47	0.40	1.17M/M

8. ソフトコンポーネントの成果品

本ソフトコンポーネントにおける成果品は下表のとおり。

表6 本ソフトコンポーネントの成果品

区分	成果品
日本側による作成	① 『井戸建設予告書』(仏語) ② 『学校用給水施設維持管理マニュアル簡易版』(仏語・モシ語) ③ 『井戸利用方法についての注意書』(仏語・モシ語) ④ 『学校用井戸管理担当者向けマニュアル』(仏語)
相手国側による作成	⑤ 『学校用井戸の利用規則』(各井戸管理委員会が作成) ⑥ アンケート調査結果(各 DPEBA が実施・回収) ⑦ 『学校用井戸に係る啓発活動結果報告書』(各 DPEBA が作成)

9. ソフトコンポーネントの概算事業費

表7 本ソフトコンポーネントの概算事業費

全体概算額	3,050,819 円
-------	-------------

- ① 本ソフトコンポーネントの実施主体は「ブ」国基礎教育識字省県局(DPEBA)とする為、現地再委託は行わない。
- ② 全体概算費には、現地補助要員費、車両費、印刷費等の直接経費(現地支出)の計 842,339 円(3,615,189 FCFA)を含む。

10. 相手国実施機関の責務

本ソフトコンポーネントにおいては、相手国関係機関及び対象小学校の関係者・住民による主体的取組みが不可欠である。その具体的内容は下表のとおり。

表8 本ソフトコンポーネントにおける相手国実施機関の責務

相手国機関名	責務の内容	実施可能性・阻害要因	必要な措置
基礎教育識字省 調査計画局 (DEP/MEBA)	日本側の活動への協力・便宜 供与 ・ DPEBA への事前連絡 ・ DPEBA 訪問への同行 ・ DPEBA 活動結果の集約	基本的には実施可能であるが、各県DPEBAからの成果品等の収集が遅延する可能性がある。	・日本側補助員による DEP⇔DPEBA 間連絡 への支援
基礎教育識字省 県局 (DPEBA)	対象校に対する、 ・ 啓発活動 ・ 成果確認調査 ・ 継続的な井戸管理への指導	啓発活動の組織的体制はほぼ整っているが、具体的な活動内容についての支援が必要。	・本ソフトコンポーネント の投入
井戸建設サイトの 小学校関係者	・ 井戸管理委員会の組織化 ・ 井戸補修資金の徴収・積立 ・ 井戸利用規則の制定	小学校を支え、発展させることへの住民意識は高く、実施可能性は十分にあるが、具体的な活動内容を教示する必要がある。	・DPEBA による啓発活動の実施 ・DPEBA による継続的 点検
井戸建設サイトの 周辺住民	・ “学校用井戸”であることの 遵守 ・ 井戸利用者による井戸料金の 支払 ・ 井戸利用規則の厳守	住民の多くは、左記の事項 を実行する可能性が高いが、 一部住民に以下のような問題 が生じる恐れがある。 近くにコミュニティ用戸がな いため、学校用井戸を“住民 優先”として利用する恐れがあ る。 井戸料金を支払わない者が 出てくる可能性がある。	・マニュアル簡易版等 の住民への配布 ・DPEBA・井戸管理委 員会による住民集会の 開催 ・DPEBA による継続的 点検・指導

資料 7. 参考資料・入手資料リスト

番号	名称	形態	原本・コピー	発行機関	発行年	備考
A-1	スクールマップ	地図	コピー	MEBA/DEP	2005	A3 対象4県
A-2	PDDEB 報告 2008-2010	図書	コピー	MEBA	2007	仏語126ペー
A-3	MEBA組織図	書類	コピー	MEBA	2008	仏語24ペー
A-4	納税者登録書式	書式	原本	MEF 経済財務省	2008	仏語1枚
A-5	PDDEB 標準図(1)	図書	コピー	MEBA	2005	A3 11枚
A-6	USAID Floor plan	図書	コピー	USAID		
A-7	USAID パンフレット	パンフ	原本	USAID	2007	仏語16ペー
A-8	水資源省計画書 ～2005	図書	コピー	農業水利資源省	2006	仏語60ペー
A-9	AfD 学校給水計画	図書	コピー	AfD フランス開発	2005	仏語61ペー
A-10	PRSP 統計	図書	コピー	MEF 経済財務省		仏語216ペー
A-11	理数科教材	図書	コピー	MEBA 基礎教育開	2005	仏語2ページ
A-12	教育統計 指標 2006/07	図書	コピー	MEBA	2007	仏語69ペー
A-13	行政区画 45県 優先20県	図書	コピー	MEBA		
A-14	免税手続きに必要なリスト	図書	コピー	MEF 経済財務省	1998	仏語2ページ
A-15	免税 政府調達 適用方式に関する通達	図書	コピー	MEF 経済財務省	1998	仏語8ページ
A-16	免税 政府調達 免税申告の実施方法	図書	コピー	MEF 経済財務省	1998	仏語2ページ
A-17	ENEPのカリキュラム	図書	コピー	MEBA		
A-18	対象4県地図	地図	原本	ICB		
K-1	Presentation de NAKINGTAORE 会社案内	図書	コピー	Entreprise NAKINGTAORE (建設会社)		仏語 50ページ
K-2	MEMO DE L'intreprise 会社案内	図書	コピー	Entreprise de Construction		仏語50ペー ジ
K-3	Referrence 会社案内	図書	コピー	TECHNOVA (建設会社)		仏語15ペー ジ
K-4	Presentation de L'intreprise (会社案内)	図書	コピー	E.BELL.BA (建設会社)		仏語30ペー ジ
K-5	Refereces Techniques (技術案内書— 会社案内の一部	図書	コピー	GRETECH (設計事務所)	6-2008	仏語60ペー ジ
K-6	PROPOSITION TECHNIQUE(技術提 案書)	図書	コピー	GRETECH (設計事務所)		仏語30ペー ジ

K-7	MEMO(会社案内)	図書	コピー	MEMO (設計事務所)		仏語30ページ
k-8	PRESENTATION DE L'AGENCE AGEM-DEVELOPPEMENT	図書	コピー	AGEM (施主代行機関)		仏語15ページ
K-9	CONTRAT 設計事務所契約書	図書	コピー	Ministere des Enseignement secondaire,	5-2001	仏語30ページ
K-10	MARCHE 建設会社契約書	図書	コピー	Ministere des Enseignement secondaire,	3-2003	仏語50ページ
K-11	CONVENTION SPECIFIQUE DE MATITRISE D'OUVRAGE DELEGEUEE 01/2004/PCT ENTRE Le Mistère de l'Enseignement de Base et de l'Alphabétisation(MEBA)ET L'Agence FASO BAARA 基礎教育識字教育省とファソバラ間 における施主代行業務に関する契約書	図書	コピー			仏語19ページ
K-12	RAPPORT DE MISSION DE SUPERVISION DES CONSTRUCTION D'INFRASTRUCTURE SCOLAIRES BID III 学校施設建設監理報告書	図書	コピー	Ministere des Enseignement secondaire, Superieur et de la Recherche scientifique	3-2007	仏語15ページ
K-13	DEVIS DESCRIPTIF ET PRESCRIPTIONS TECHNIQUE PARTICULIERES PDDEB 設計、技術指示書	図書	コピー	MEBA 基礎教育 識字省		仏語25ページ
K-14	DEVIS DESCRIPTIF ET PRESCRIPTIONS TECHNIQUE PARTICULIERES DANS LE CADRE DU CAST-FSDS GESTION 2008 2008年CAST-FSDS管理の枠組にお ける設計・技術指示書	図書	コピー	MEBA 基礎教育 識字省		仏語30ページ
K-15	SEMINAIRE POUR LES INTERVENANTS DANS LA CONSTRUCTION ET L'AMENAGEMENT AU BURKINAFASO ブルキナファソの建築工事、改修工事関係 者セミナー	図書	コピー	CICAD(設計事務 所)	2004	仏語13ページ

その他 見積書類（車カタログ、車保険見積書、工事見積書、監理見積書、家具、電気器具（事務所用）見積書、広告見積書、建築材料見積書）